

夕張市財政再生計画の変更 (平成28年11月)の概要

- 本年10月7日に夕張市の財政再生計画の変更に同意したが、その後に発生した新たな事情に早急に対応するため、財政再生計画に計上した平成28年度分の歳入・歳出額を変更するもの。
- 変更に伴い必要となる財源については、新たな歳入の確保及び歳出の抑制により対応することとしており、財政再生計画の主要部分である計画期間、財政再生の基本方針については変更はない。

I 経過

- H28. 11. 22 夕張市議会が財政再生計画の変更を議決
- 〃 夕張市長が総務大臣宛の財政再生計画変更報告書及び財政再生計画変更協議書を北海道知事に提出
 - 〃 北海道知事が意見を付して財政再生計画変更報告書及び財政再生計画変更協議書を総務大臣に提出

II 歳入・歳出額の変更における主な内容

1 主な変更事項

(1) 予防接種健康被害救済措置事業 (+154百万円)

市内に居住していた者から、昭和39年に市内で受けた予防接種が原因で健康被害を受けた旨申し出があり、厚生労働省の審査により被害が認定されたことから、被害者に対する給付制度が創設された昭和52年に遡って給付を行うもの。

(財源) 道支出金115百万円、一般財源38百万円

(2) 経済対策臨時福祉給付金給付事業 (+54百万円)

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者に対し、平成29年4月から平成31年9月分までの臨時福祉給付金を支給するもの。

(財源) 国支出金54百万円

(3) 財政調整基金積立（＋759百万円）

平成27年度決算剰余金に係る繰越金（867百万円）について、今回の計画変更に必要な一般財源所要額を除いた上で、財政調整基金への積立を行うもの。

（財源）一般財源759百万円

(4) 財政再生計画調整基金積立（＋51百万円）

後年度の元利償還金及び人件費に必要な一般財源について所要額が確保されていることを明確化するため、財政調整基金から振り替えて、財政再生計画調整基金に積立を行うもの。

（財源）一般財源51百万円

2 性質別歳入・歳出の増減

【一般会計】

(1) 歳入

国・道支出金の増（＋66百万円）、繰入金の増（6百万円）、地方債の増（＋126百万円）、繰越金の増（＋867百万円）、その他の減（▲2百万円）により1,062百万円の増

(2) 歳出

人件費の増（＋8百万円）、物件費の増（＋11百万円）、維持補修費の増（＋1百万円）、扶助費の増（＋180百万円）、繰出金の増（＋1百万円）、補助費等の増（＋49百万円）、積立金の増（＋810百万円）により1,062百万円の増

Ⅲ 財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額の変更

平成28年人事院勧告における改定幅を踏まえ、期末勤勉手当の改定を行うことから、計画本文について、次のとおり変更する。

<第4 財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額>

1 事務及び事業の見直し、組織の合理化その他の歳出削減計画

(1) 人件費

イ 一般職給与の削減

【変更前】

・ 期末勤勉手当については、支給月数を3.4月とし、役職加算は凍結する。

【変更後】

・ 期末勤勉手当については、支給月数を3.5月とし、役職加算は凍結する。

(参考) 歳入・歳出の全体像

【一般会計】

(28年度予算)

(単位：百万円)

区 分		変更前	変更後	増減額	主な内容
歳 入	地 方 税	799	799	—	
	地方譲与税	57	57	—	
	地方交付税	4,411	4,411	—	
	国・道支出金	2,039	2,105	66	児童福祉費負担金国庫支出金 +10 児童手当負担金国庫支出金 +3 社会保障・税番号制度システム整備費補助金（総務省所管分）+2 社会保障・税番号制度システム整備費補助金（厚生労働省所管分）+2 経済対策臨時福祉給付金給付事業費補助金 +48 経済対策臨時福祉給付金給付事務費補助金 +7 児童福祉費負担金道支出金 +5 予防接種健康被害救済措置事業費負担金 +115 地域づくり総合交付金 ▲126
	繰 入 金	1,550	1,557	6	幸福の黄色いハンカチ基金繰入金 +6
	地 方 債	1,423	1,548	126	石炭博物館改修事業債（過疎対策事業債）+126
	そ の 他	1,282	2,147	864	まち・ひと・しごと創生寄附金 ▲3 繰越金 +867
	合 計	11,562	12,624	1,062	
歳 出	人 件 費	1,005	1,013	8	経済対策臨時福祉給付金給付事業 +1 人件費（人勤を踏まえた期末勤勉等改定）+8
	物 件 費	890	901	11	ふるさと納税受入に係る事務 +2 コンパクトシティ推進事業 +4 拠点複合施設整備 ▲3 経済対策臨時福祉給付金給付事業 +6 小中学校通学対策 +1 交通再編事業 +1
	維持補修費	409	410	1	
	扶 助 費	1,506	1,686	180	保育所入所児童扶助費 +23 児童手当給付費 +4 予防接種健康被害救済措置事業 +154
	建設事業費	1,152	1,152	—	
	公 債 費	3,700	3,700	—	
	うち再生振替特例債	2,558	2,558	—	
	繰 出 金	990	992	1	後期高齢者医療給付費負担金 +1
	そ の 他	1,912	2,771	859	経済対策臨時福祉給付金給付事業 +48 合併浄化槽設置費補助 +1 財政再生計画調整基金積立 +51 財政調整基金積立 +759
合 計	11,562	12,624	1,062		

※端数処理の結果、増減額及び合計が一致しない場合がある。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

健全段階

- 指標の整備と情報開示の徹底
- ・フロー指標: 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
- ・ストック指標: 将来負担比率＝公社・三セク等を含めた実質的負債による指標
- 監査委員の審査に付し議会に報告し公表

財政の早期健全化

- 自主的な改善努力による財政健全化
- ・財政健全化計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

財政の再生

- 国等の関与による確実な再生
- ・財政再生計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
- 【同意無】
- ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
- 【同意有】
- ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債(再生振替特例債)の起債可
- ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

公営企業の経営の健全化

(健全財政)

(財政悪化)

早期健全化基準

財政再生基準

実質赤字比率

道府県: 3.75%
市町村: 11.25%~15%

道府県: 5%
市町村: 20%

連結実質赤字比率

道府県: 8.75%
市町村: 16.25%~20%

道府県: 15%
市町村: 30%

実質公債費比率

25%

35%

将来負担比率

都道府県・政令市: 400%
市町村: 350%

資金不足比率

20%

(公営企業ごと)

経営健全化基準

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、東京都の基準は、別途設定されている。

3年間(平成21年度から平成23年度)の経過的な基準(都道府県は25%→25%→20%、市区町村は40%→40%→35%)を設けている。東京都の基準についても、経過措置が設けられている。

指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用